

大阪市鶴見区役所人権啓発・生涯学習推進事業にかかる事務職員会計年度任用職員要綱

制定 令和3年6月1日

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市鶴見区役所人権啓発・生涯学習推進事業にかかる事務職員会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用及び採用選考)

第2条 会計年度任用職員の選考は、任用資格を有する者の内から、次の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記（論文）試験
- (2) 口述（面接）試験

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小又は廃止等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務時間等)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務日数 週4日（週30時間）
- (2) 勤務時間
月曜日から金曜日 午前9時から午後5時15分までの内7時間30分
- (3) 休憩時間は45分間とする。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、鶴見区長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。